

船堀ホームナース にじ 居宅支援 重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	合同会社 Grow
所在地	東京都江戸川区船堀 5 丁目 8 番 10 号
代表者	渡邊 美也子
法人設立年月日	平成 26 年 4 月 4 日

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

ご利用事業所の名称	船堀ホームナース にじ 居宅支援	
事業所の所在地	東京都江戸川区一之江 8 丁目 8 番 2 号 Q スクエア 1F	
電話番号	03-5878-1035	
指定年月日/事業所番号	平成 29 年 6 月 1 日指定	1372309144
管理者の氏名	渡邊 美也子	
通常事業の実施地域	江戸川区・江東区	

(2) 当法人の実施する事業

訪問看護ステーション 船堀ホームナースにじ

3. 事業の目的と運営の方針

営業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- 利用者のお宅を訪問し、利用者の心身の状態を適切な方法により把握の上、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、最低月 1 回は利用者宅を訪問し、利用者とその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、利用者と事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 利用者の要介護(要支援)認定の申請についてお手伝いします。
- 利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、施設入所の情報提供をさせていただきます。
- 現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。

5. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

お電話等でお申込みいただきますと、当事業所職員がお伺いします。契約を締結の後にサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合 文章でお申し出されることによりいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。

③自動的にサービスを終了する場合

＊利用者が介護保険施設に入所した場合

＊利用者の要介護認定区分が非該当または予防介護支援と認定された場合

＊利用者が亡くなられた場合

④その他

利用者等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日(振替休日を含む)及び年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。
運営時間	午前9時～午後6時
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制にて受付

7. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤(専従)	常勤(兼務)	計
主任介護支援専門員(管理者兼務)	0人以上	1人以上	1人以上
介護支援専門員	0人	1人以上	1人以上
介護支援専門員1人当たりのケアプラン数	44件		
第三者評価の実施	無し		

8. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヶ月当たりの料金をお支払いいただきます。(別紙1参照)

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

9. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 担当の介護支援専門員

担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏 名： _____

連絡先(電話番号)： _____

11. 苦情相談窓口

- ①当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	担当者(管理者) 渡邊 美也子 電話番号 03-5878-1035
---------	--------------------------------------

- ②当事業所以外に区役所および東京都介護保険課、国民健康保険団体連合会等の苦情・相談窓口で苦情を伝えることができます。

江戸川区福祉部 介護保険課	所在地 江戸川区中央 1-4-1 電話番号 03-5662-0032
東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	所在地 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 電話番号 03-6238-0177

12. 虐待防止・ハラスメント防止のための措置

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者	代表 渡邊 美也子
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市区町村に通報します。

13. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- ③従業員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14.業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 主治の医師および医療機関等との情報連携の強化

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願い致します。

また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願い致します。

利用者が医師（歯科医師）の診察を受ける際に同席し、利用者の心身の状態や生活環境の必要な情報提供を行い、医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に反映させていただく場合があります。

16. 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする場合があります

17. 秘密の保持

①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供するうえで知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

18. 利用者自身によるサービスの選択と同意

① 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することは致しません。

- ・当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。(別紙2参照)

- ・居宅サービス計画等の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

② 終末期と診断された場合であって、日常生活上の障害が1か月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、人生の最終段階における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドライン等の内容に沿って利用者の状態やサービス変更の必要性などの把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整を行います。

19. 身体拘束等の適正化の推進

① 利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

当事業者は、居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所 _____

氏名 _____

事業者

事業者 合同会社 Grow

住所 東京都江戸川区船堀 5 丁目 8 番 10 号

代表者 渡邊 美也子

事業所

事業所名 船堀ホームナース にじ 居宅支援

住所 東京都江戸川区一之江 8 丁目 8 番 2 号 Q スクエア 1F

説明者 _____